

財務諸表作成手法の変更について

新公会計制度見直し検討に至った経過

- ◆ 制度導入後10年以上が経過し、国基準の改善・統一的な基準導入等、取り巻く状況も大きく変化
- ◆ 情報システム全体最適化計画に基づき、現状を踏まえて各種業務の見直しを検討

新公会計制度導入時

背景

- ・バブル崩壊後、厳しい財政状況
- ・減債基金の借入れ等により負担の先送り、利益の先取り
⇒ 見えにくい負担やリスクの積み上がり、フルコスト表記の要請

導入意義・るべき姿

- ・財務マネジメントの強化
- ・パブリック・アカウンタビリティの充実
⇒ 持続可能で安定的な財政運営による自治体経営の確立

府新公会計制度（H23～）の主な特徴

- ・府独自基準に基づく財務諸表・勘定科目、減損会計の導入など
- ・日々仕訳方式の採用
- ・セグメント別財務諸表の作成・公表
⇒ 財政運営基本条例第25条で財務諸表の作成及び公表を規定

現行

国基準の改善・統一的な基準導入（H29～）

- ・当初は府独自基準に比べ課題の多かった国基準も徐々に改善
- ・H29から、統一的な基準の財務書類も年度末に作成・公表

新公会計制度の意義

- ・財政状況の改善、減債基金積立不足額の解消等により、制定時に比べ負担・リスクは軽減
⇒ 財務マネジメントは一定定着
- ・10年以上、フルコストで日々仕訳方式・セグメント別での決算報告を継続してきたことによる資料・データ等の蓄積
⇒ 府民・議会へのアカウンタビリティの重要性は依然として大

システム更改

情報システム全体最適化計画において、職員の業務負担軽減・利便性向上等の観点から、業務効率化や外部サービス等に合わせることを含めた既存制度・業務の抜本的見直し要請

府独自基準と統一的な基準との差異縮小

R6統一的な基準改正により、府独自基準との主な差異の1つである国道等の所有外管理資産の取扱に係る差異が解消(R8決算～)

検討項目Ⅰ 財務諸表作成手法

- ◆ 大阪府情報システム全体最適化計画を踏まえ、新公会計制度全般の見直しを検討
- ◆ 国基準の改善も踏まえ、財務諸表の作成手法を統一的な基準に変更してはどうか

項目概要

- 大阪府情報システム全体最適化計画は、業務の抜本的な見直しを行い、サービスやパッケージにおける標準的な業務機能に業務をあわせ、サービス等の機能を最大限活用する方針
- 大阪府新公会計制度は平成23年度決算から導入、平成29年度決算から統一的な基準財務書類も作成するよう国から要請
⇒ 府独自基準と統一的な基準のそれぞれで財務諸表及び財務書類を作成
- 統一的な基準が令和7年3月に改訂され、令和8年度決算から所有外管理資産を計上

論点

財務諸表作成手法を統一的な基準に変更してはどうか

検討項目

- 府独自基準の財務諸表作成手法を継続するか、統一的な基準に変更するか
⇒ 府独自基準を継続する場合、大幅なカスタマイズが必要（情報システム全体最適化計画の方針にそぐわなくなる）
統一的な基準に変更する場合、財務書類作成手法が一基準のみとなるため業務負担が軽減
- 府独自基準と統一的な基準との主な相違（右表、令和8年度決算以降も残るもの）
⇒ 国基準の改善により、府独自基準との差異は縮小
統一的な基準に変更する場合
 - ・出資金の評価基準につき、議会報告対象の取扱変更を検討する必要
 - ・投資損失引当金、損失補償等引当金を新たに計上する必要

※日々仕訳方式・セグメント別、減損会計については、検討項目Ⅱ、Ⅲ

	府	統一
日々仕訳方式・セグメント別	有	推奨
減損会計	有	無
出資金の評価基準	50%減	30%減
投資損失引当金 損失補償等引当金	無	有

方針案

財務諸表作成手法を統一的な基準に変更

検討項目Ⅱ 日々仕訳方式・セグメント別

- ◆ 日々仕訳方式・セグメント別は、アカウンタビリティ（議会・府民への説明責任）の観点から重要
- ◆ アカウンタビリティの大幅な後退を防ぐため、維持が妥当ではないか
- ◆ セグメント単位は、活用状況や他府県比較などを検証しつつ、今後継続して検討

項目概要

- 仕訳の方式には、伝票ごとに仕訳する日々仕訳方式と期末等に一括して仕訳する一括仕訳方式があり、府は制度導入当初から日々仕訳方式を採用（日々仕訳方式には、仕訳の検証精度が高くなり内部統制に寄与すること、より早期に財務書類の作成・開示が可能となること等の優位性がある（統一的な基準マニュアルより））
- 府では府全体（各会計合算）の財務諸表だけではなく、会計別・所属別・管理事業別といったセグメント別にも財務諸表を作成 財務諸表を活用するためには、セグメント単位での分析を行うことが重要（統一的な基準マニュアルより）
- セグメント単位のうち管理事業は、制度導入時に、財務マネジメントに活用することを目的として設定

論点

- ①日々仕訳方式・セグメント別を維持するかどうか ②セグメント単位（管理事業）について、現状を踏まえ変更が必要かどうか

検討事項

- 日々仕訳方式を維持すべきか、一括方式へ変更すべきか
⇒ 一括方式には、仕訳作業集中による負担増や精度低下等の短所がある
- セグメント別を廃止し、府全体の財務諸表のみ作成に変更すべきか
⇒ セグメント別を廃止した場合、決算情報が削減され、アカウンタビリティの大幅な後退となってしまう
また、セグメント単位での分析等が不可能となり、財務諸表の活用が困難となる
- セグメント単位について変更を検討する必要があるか
⇒ この機会に変更を検討する必要はあると考えられる
ただし、活用状況や他府県比較など様々な観点から検証する必要があり、拙速に変更すべきものではない

方針案

日々仕訳方式・セグメント別財務諸表作成を維持（セグメント単位は今後継続して検討）

検討項目Ⅲ 減損会計

- ◆ 新公会計制度で減損会計を導入している地方公共団体は、都道府県では本府のみ
- ◆ 統一的な基準では導入予定がないため、作成手法の変更に合わせて、減損会計を廃止してはどうか

項目概要

- 減損会計は、固定資産形成に伴う将来世代の負担と受益の適切な評価を促進し、資産の有効活用に資するため導入
⇒ 固定資産の過大な帳簿価額を適正な金額まで減額すること及び府の業務運営状況を明らかにすること
- 大阪府ファシリティマネジメント基本方針において、施設の有効活用度を点検する際の一つの目安として「減損の兆候を判断する指標」を活用

論点

公有財産の有効活用を考慮して設定された減損会計について、現状を踏まえ見直しが必要かどうか

検討事項

- 減損会計の継続の有無
 - ・ 減損会計を導入している地方公共団体は都道府県では本府のみ、かつ、統一的な基準において近い将来に導入予定なし
⇒ 国における「財務書類の作成基準に関する作業部会（H25.10.31）」において、①地方公共団体における固定資産台帳の整備状況（過半が未整備）を踏まえ、実施可能性の観点から慎重に検討すべき、②客観的な認識・測定が困難、③有価証券の減損は適用可能と思われるが、固定資産の減損については、本当に適用する有用性があるかを検討した方がよいのではないか、等の意見があり、報告書（H26.3）では「有形固定資産及び無形固定資産に係る減損処理の適用については、有用性と費用対効果を見極めた上で、今後の検討課題とする」とされたものの、その後議論もされておらず、進展がない
 - ・ 減損損失額を計上するものは、市町村移管や売却などの意思決定をし、翌年度に移管や売却されることが多いので、移管や売却年度に特別損失として計上しても遜色ないのではないか
 - ・ 減損累計額が総資産に与える影響は0.3%
- 「減損の兆候を判断する指標」に代わる新たな指標の設定の有無
 - ・ 現FM基本方針の「有効活用度評価」に替わる、施設の有効活用度を確認する新たな仕組が必要

方針案

財務諸表作成手法を統一的な基準に変更する場合、減損会計を廃止